

全員賛成で可決した議案

区分	番号	件名
同意	第1号	みどり市副市長の選任につき同意を求めることについて
議案	第1号	みどり市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例について
	第2号	みどり市まち・ひと・しごと創生基金条例について
	第3号	みどり市手数料条例の一部を改正する条例について
	第4号	みどり市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
	第5号	みどり市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
	第6号	塩原生活改善センター条例を廃止する条例について
	第7号	みどり市国民宿舍条例を廃止する条例について
	第8号	みどり市まちなか交流館条例を廃止する条例について
	第9号	みどり市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例について
	第10号	みどり市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例について
	第11号	みどり市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例について
	第12号	みどり市ボルダリング施設条例について
	第13号	みどり市社会体育施設条例の一部を改正する条例について
	第14号	第2次みどり市総合計画後期基本計画について
	第15号	群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
	第16号	指定管理者の指定の期間の変更について（みどり市立厚生会館）
	第17号	市道の路線認定について

区分	番号	件名
議案	第18号	令和4年度みどり市一般会計補正予算（第14号）について
	第19号	令和4年度みどり市太陽光発電事業特別会計補正予算（第3号）について
	第20号	令和4年度みどり市国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第3号）について
	第21号	令和4年度みどり市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
	第22号	令和4年度みどり市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）について
	第23号	令和4年度みどり市富弘美術館事業特別会計補正予算（第3号）について
	第25号	令和4年度みどり市簡易水道事業会計補正予算（第2号）について
	第26号	令和4年度みどり市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
	第28号	令和5年度みどり市太陽光発電事業特別会計予算について
	第29号	令和5年度みどり市鉄道経営対策事業特別会計予算について
	第31号	令和5年度みどり市国民健康保険（診療所勘定）特別会計予算について
	第34号	令和5年度みどり市戸別浄化槽事業特別会計予算について
	第35号	令和5年度みどり市農業集落排水事業特別会計予算について
	第36号	令和5年度みどり市企業用地整備事業特別会計予算について
	第37号	令和5年度みどり市富弘美術館事業特別会計予算について
	第39号	令和5年度みどり市簡易水道事業会計予算について
	第40号	令和5年度みどり市公共下水道事業会計予算について
	第41号	令和4年度みどり市一般会計補正予算（第15号）について

議案と賛否

賛否が分かれた議案と審議結果

区分	番号	件名	会派議員名					新政クラブ			新令クラブ				広和クラブ			公明クラブ		日本共産党クラブ	無党派	合計	
			金子 實	上岡克己	大澤映男	松井 篤	高草木弘子	阿左美 守	須藤日米代	椎名祐司	藤生吉顕	丹羽あゆみ	武井俊一	新井みゆき	杉山英行	柴崎訓佳	宮崎 武	高草木良江	常見昭子	古田島和茂	賛成者数	反対者数	
議案	第24号	令和４年度みどり市競艇事業特別会計補正予算（第３号）について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	—	16	1		
	第27号	令和５年度みどり市一般会計予算について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	—	16	1		
	第30号	令和５年度みどり市国民健康保険（事業勘定）特別会計予算について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	—	16	1		
	第32号	令和５年度みどり市後期高齢者医療特別会計予算について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	—	16	1		
	第33号	令和５年度みどり市介護保険（保険事業勘定）特別会計予算について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	—	16	1		
	第38号	令和５年度みどり市競艇事業特別会計予算について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	—	16	1		
請願	第９号	「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書について	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—	1	16			

注1）表決結果の表示について、賛成の場合は「○」、反対の場合は「×」、棄権の場合は「棄」、除斥の場合は「除」、欠席の場合は「欠」と表示しています。

注2）議長は可否同数以外の場合は、表決に加わらないため「—」と表示しています。

注3）棄権…議員自らの意思により表決に参加しない場合。

注4）除斥…議員は直接の利害関係にある事件については、その議事に参与することができない。（地方自治法第117条）

※可否同数のため、議長の裁決権の行使による。